

建設コンサルタント業務等委託入札参加者選定の当面の取扱方針

平成17年8月25日 松江市水道局

1. 松江市水道局が発注する測量・調査・設計業務等(以下「建設コンサルタント業務」という)の入札参加者選定については、「松江市水道局建設工事入札参加者等選定要領」による他、この取扱方針によるものとする。

2. 建設コンサルタント業務の入札参加者等選定に当たっては、市内業者の指名選定に配慮するとともに、入札・契約手続きの透明性、公平性に配慮しつつ、当該業務に関する技術力等に応じて、特定の業者に偏しないよう選定するものとする。

3. この取扱方針の適用が困難な場合、適用に疑義がある場合は、入札参加者指名審査会に諮る前に、管財入札係と協議するものとする。

4. この取扱方針の適用は、平成17年9月1日以降に入札参加者の指名通知を行なう建設コンサルタント業務からとする。

5. 入札参加者の選定については、次の通りとする。

(1) 業務の分離発注の原則

建設コンサルタント業務は各種業務が相互に関連を持ち不可分であるため、各種業務を通常合併発注するが、以下の業務を分離し発注することが可能な場合は分離して発注するものとする。

1) 次の ~ の業務

測量・補償業務

土質基礎・地質調査解析業務

設計業務

2) 「設計業務」におけるa～bの業務

a 全体計画(基本計画・概略設計)及び構造物の予備設計(基本設計)

b 詳細設計(実施設計)

(2) 同一業者の受注の制限の原則

事業の全体計画・構造物の基本設計業務(2)a)を受注した者は、同一事業内又は同一の構造物に係る詳細設計(実施設計)業務(2)b)の入札参加者選定の対象としないものとする。(発注年度が異なる場合を含む)